

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	生活困窮者自立支援統計システム（福祉相談に関する事務）
行政機関等の名称	朝霞市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部福祉相談課福祉相談係
個人情報ファイルの利用目的	生活困窮者自立支援制度の実施のために利用する。
記録項目	<p>1氏名、2住所、3年齢、4性別、5生年月日、6電話番号、7ファックス番号、8国籍、9続柄、10異動日、11通称名、12在留資格、13在留期間、14扶養義務者、15職業、16職歴、17学歴、18資格、19勤務先、20通学先、21入退所年月日、22学年、23保護受給期間、24契約事業所、25通院先医療機関、26年金資格履歴、27健康保険加入歴、28加入医療保険の状況、29家庭状況、30住居の状況、31学習教室利用状況、32就職活動状況、33申請理由、34生活状況、35施設入居状況等、36相談内容、37消費者相談内容、38消費者相談結果内容、39収入、40資産状態、41取引状況、42課税状況、43納税状況、44公的扶助の受給の有無、45振込先金融機関名・預金種目・口座番号・口座名義人、46手当支給状況、47生活福祉資金貸付状況、48児童扶養手当支給状況、49利用者負担上限月額・上限額管理、50水道使用開始日及び中止日、51水道使用量、52認定年月日、53廃止又は停止年月日、54年金額、55年金納付状況、56年金受給状況、57健康保険加入状況、58保険料納付状況、59後期高齢者医療保険料収納状況、60健康状態、61傷病名・傷病歴、62障害の有無・程度、63検診の結果、64検査の結果、65心身の状況、66福祉サービス利用状況、67障害者関連施設の利用有無、68障害福祉サービスの支給・給付状況、69自立支援医療の支給・給付状況、70診療内容、71勤務内容、72特技、73主義・主張、74人柄・性格、75意見・要望</p>
記録範囲	<p>支援対象者（1～75）            家族等関係者（1、2、3、4、5、6、8、9、10、11、15、16、19、20、29、30、32、34、35、39、40、44、46、47、48、56、57、60、61、62、65、66、67、68、69、73、74、75）</p>

記録情報の収集方法	<p>支援対象者からの相談により収集※支援対象者の情報（1～75）  支援対象者からの相談により収集※家族等関係者の情報（1、2、3、4、5、6、8、9、11、15、19、20、29、30、32、34、35、39、40、44、46、47、48、56、57、60、61、62、65、66、67、69、73、74、75）  家族等関係者からの相談により収集※支援対象者の情報（1、2、3、4、5、6、8、9、11、15、16、17、18、19、20、25、29、30、32、34、35、39、40、44、46、47、48、56、57、60、61、62、65、66、67、68、69、73、74、75）  社会福祉協議会からの相談により収集（1、2、3、4、6、9、11、30、39、40、44、47、60、73、74、75）  公共職業安定所からの相談により収集（1、2、3、4、6、9、11、15、16、30、32、39、40、44、60、73、74、75）  学習支援事業受託事業者からの提出により収集（31）  家計改善支援事業受託事業者からの提出により収集（1、2、3、4、5、6、8、9、11、12、15、16、17、18、19、20、25、29、30、32、34、35、36、39、40、43、44、46、47、48、54、57、58、59、60、61、62、65、66、69、71、73、74、75）</p> <p>朝霞市人権庶務課から収集（29、36、74）  朝霞市地域づくり支援課から収集（37、38）  朝霞市保険年金課から収集（26、41、54、58）  朝霞市保険年金課から収集（26、55、56）  朝霞市保険年金課から収集（27、28）  朝霞市保険年金課から収集（57、61、70）  朝霞市保険年金課から収集（27、41、42）  朝霞市保険年金課から収集（41、42、59）  朝霞市課税課から収集（39、40、42）  朝霞市収納課から収集（43）  朝霞市生活援護課から収集（14、23、29、33、34、44、74）  朝霞市障害福祉課から収集（19、20、24、39、44、49、61、62、67、68、69、73、74）  朝霞市障害福祉課から収集（25、29、39、44、60、61、62、74）  朝霞市こども未来課から収集（48）  朝霞市こども未来課から収集（29、35、73、74）  朝霞市長寿はつらつ課から収集（1、29、34、60、61、65、74）  朝霞市長寿はつらつ課から収集（29、34、60、61、62、66、74）  朝霞市長寿はつらつ課から収集（29、34、60、61、62、73、74）  朝霞市健康づくり課から収集（29、60、61、62、73、74）</p>	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	国及び県（1～75） 社会福祉協議会（1、2、3、4、5、6、9、11、29、39、40、44、60、73、74、75） 公共職業安定所（1、2、3、4、5、6、9、11、15、16、18、29、39、40、44、60、73、74、75）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）市長公室市政情報課市政情報係 （所在地）埼玉県朝霞市本町1-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	<input checked="" type="radio"/> 法定事務 <input type="radio"/> 市独自事務 ※どちらかに○をしてください。